

令和5年7月7日

各 位

のぞみ信用組合
理事長 平野二三記

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ではございますが、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い信用を第一とする金融機関として、かかる事態を招いたことについて深く反省するとともに、被害に遭われましたお客様をはじめ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいているお客様に心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け役職員一丸となって取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

令和5年4月21日（金）、当組合の豊中支店に勤務していた元職員（営業職員・20代・男性）が、自己の借入金返済等に使用する目的で、複数のお客様に対して定期積金、定期預金の満期解約時に、お客様に虚偽の説明を行い、現金を着服していたことが判明しました。

現在、事実関係の調査を行っておりますが、現時点で判明している累計事故金額は(9先) 6,926,006円となっております。

なお、元職員が勤務した店舗は、豊中支店のみで平成29年4月から令和5年6月まで在籍しておりました。

2. お客様への対応

現時点で被害に遭われたことが判明しているお客様には、事実関係を説明し、深くお詫び申し上げますとともに被害全額につきましては、事故者より全額返金させていただいております。

現在、元職員が担当していたお客様に関するお取引手続きに関して、類似の方法による不正取引の有無の調査を進めております。

また、別のお客様から金銭を借用していたことも判明しましたが、事故者より全額返金させていただいております。

3. 関係機関への届出

事件発覚後、速やかに監督官庁へ法令に基づく報告を行いました。また所轄の警察署に相談しております。

4. 事故者及び関係者の処分

当該元職員は、令和5年7月3日付で懲戒解雇処分といたしました。また、役員及び関係者につきましても、管理・監督責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

当組合はコンプライアンスを経営の最重要課題として法令順守態勢の確立に努めてまいりましたが、今回の事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、再発防止・信頼回復に向けて役職員全員で取り組んでまいります。

6. お客様のお問い合わせ窓口

本件に関するお客様のお問い合わせ窓口を以下の通り設置しました。本件に関してお心あたりがあるお客様、その他、お取引内容に不審な点やお気づきのことがございましたら、大変お手数をおかけしますが、下記までお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

のぞみ信用組合 お客様サービス部長 TEL 0120-011-247（フリーダイヤル）
受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）